

生活文化局に寄せられた都民の声と対応事例（令和元年 8 月分）

<生活> 架空請求等への対応について

架空請求らしき封書が届き、どう対応したらよいか不安なため相談したい。

【説明】

平素より消費生活行政にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

最近では、「地方裁判所 民事訴訟部」や「訴訟通知センター」と称する者から封書やハガキが普通郵便で届いた、という情報が寄せられています。契約不履行による訴状が提出された、財産差押えの強制執行がされる、といった内容で消費者を不安にさせ、記載された電話番号へ問い合わせをさせようとするものです。身に覚えのない訴訟問題の内容であれば架空請求と考えられます。あわてて相手方に連絡を取らず、無視してください。ご不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。消費者ホットライン 188（いやや）にお電話いただければ、音声案内により最寄りの消費生活センターにつながります。

また、東京都のHP「東京くらしWEB」では、架空請求の通報を受け付けています。通報はこちらのページ

(<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/taisaku/report.html>) より、お願いいたします。